

植物油インキマーク使用許諾契約書  
(印刷物等の製作物用)

ユーザー登録 年 月 日

使用権保有者(甲) 〒162-0814  
東京都新宿区新小川町6-36 S&Sビルディング303  
印刷インキ工業会  
shokubutsuyu@ink-jpima.org

二重線内の項目に入力ください

	申請日	年	月	日
(本店所在地)				
(団体名)				
使用権取得者(乙) (代表者の所属、役職、氏名)				印
(担当者の所属、氏名、電話番号、電子メールアドレス)				

印刷インキ工業会(以下「甲」という)と  (以下「乙」という) とは、「植物油インキマーク」(以下「本マーク」という)の使用許諾に関し、次の通り契約する。

第1条 (基本原則)

甲および乙は、本マークの信頼性を確保するために必要な役割を、双方の責任において履行する。

第2条 (商標権の帰属)

本マークの商標権は甲に帰属し、乙に譲渡あるいは移転するものではないことを甲および乙は確認する。

第3条 (本マークの使用許諾)

甲は、乙が次号の使用規程および「植物油インキマーク ガイドライン」に則り製作した印刷物に限り、本マークの使用を許諾する。

第4条 (使用規程)

1. 本マークは、甲の会員企業が製造・販売する「植物油インキ」を使用した印刷物等の製作物に貼付できる。
2. 乙は、印刷物等の製作に使用する全てのインキに「植物油インキ」を使用しなければならない。
3. 乙は、印刷物等の製作に使用する全てのインキに「植物油インキ」を使用できない時は、「一部使用」等の但し書きでその旨を説明しなければならない。
4. 本マークの印刷物等の製作物への貼付は、乙の責任において行う。表示に関して甲は一切の責任を負わない。本契約内容に反して本マークの不正使用が行われた場合には、使用許諾の取り消しや会社名等を公表するなどの処置をとることがある。
5. 本マークの貼付細則は「植物油インキマーク デザインガイドライン」に定める。

第5条 (使用料)

本マークの使用料は、無料とする。

第6条 (契約期間)

1. 本契約の有効期間は、第8条に基づき甲が乙の「ユーザー登録」を行った日に発効し、最初に到来する3月31日までとする。
2. 前項の期間が満了する30日前までに、甲および乙のいずれからも相手方に対して契約を変更または更新しない旨の書面による申し入れが行われなかった場合、本契約は1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第7条 (使用権取得者(乙)情報の変更)

第8条に基づき甲において登録された乙の情報のうち、団体名等の変更や連絡方法の変更などが生じた場合、乙は甲に速やかに書面または電子メールで申告しなければならない。

第8条 (契約手順および解除)

1. 本契約の契約手順は以下のとおりとする。
  - ①乙は、本契約締結の意思を甲に電子メールで連絡(件名には団体名を明記)する。
  - ②乙は、同時に本書((様式-7)植物油インキマーク使用許諾契約書(印刷物等の製作物))をプリントアウトして、必要事項を入力し、捺印したものを、甲に郵送する。
  - ③甲が本契約の締結を認める場合、本書受領後、甲は乙のユーザー登録を実施し、乙に対し、登録番号、「植物油インキマーク デザインガイドライン」および「植物油インキマーク オリジナルデータ」を電子メールにて配信する。
2. 甲は、乙が本契約のいずれかの条項に違反した場合は、本契約を解除し、本マークの使用許諾を取り消すことができるものとする。本マークの使用許諾が取り消された場合は、乙は速やかに本マークの使用を停止する。